

令和3年1月18日

関係事業者団体 御中

厚生労働省職業安定局雇用政策課
民間人材サービス推進室

首都圏における終電時間の繰上げに関するご協力のお願い

現在、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発出されています。これに際して、緊急事態宣言の対象となっている地域のうち、首都圏においては、夜間の外出自粛をお願いしている趣旨を踏まえて、JR東日本など計25事業者において、令和3年1月20日（水）の終電より、終電時間の繰上げが実施されることとなっております。

このことについて、国土交通省から厚生労働省に対して、深夜時間帯を避けた鉄道の利用についてご理解・ご協力をお願いしたいとして、関連団体に対する周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては内容についてご了知頂くとともに、貴団体に加盟されている法人等に対して、別紙の内容について周知頂くようお願いいたします。

終電繰上げに関するご協力をお願い

令和3年1月20日（水）から、首都圏の鉄道において、終電時刻の繰上げが実施されます。

鉄道利用者の皆様におかれましては、深夜時間帯を避けた利用にご協力をお願いいたします。

具体的な対象路線・繰上げ時間は、国土交通省ホームページにリンク集を掲載していますので、ご参照ください。



国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk1_000059.html

また、引き続きテレワーク・時差出勤等の実施、マスク着用・会話を控えめにすることへのご協力もあわせてお願いいたします。